



山形県公報

平成25年10月8日(火)
第2485号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(循環型社会推進課) ……1103
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……1104
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………(水産課) ……同
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………(同) ……1105
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……1106
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 屋外広告物講習会の実施……………(都市計画課) ……1107

## 告 示

### 山形県告示第910号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成25年11月8日まで縦覧に供する。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
山形市南栄町二丁目10番36号  
株式会社クリーンパワー山形  
代表取締役 伊藤修二
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢1471番290及び1471番494並びに字北ノ沢1146番3
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
ごみ
- 5 申請年月日  
平成25年7月12日
- 6 その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 山形県告示第911号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成25年11月8日まで縦覧に供する。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
山形市南栄町二丁目10番36号  
株式会社クリーンパワー山形  
代表取締役 伊藤修二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢1471番290及び1471番494並びに字北ノ沢1146番3
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず
- 5 申請年月日  
平成25年7月12日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
  - (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
  - (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
  - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 山形県告示第912号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区  の  名称 | 区 域                                  |
|------------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区  | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区  | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区  | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

**山形県告示第913号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成25年10月8日限り消滅した。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区の名 称   | 区 域                                  |
|-----------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区 | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区 | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区 | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

**山形県告示第914号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名 称

笹川土地改良区

## 2 事務所所在地

鶴岡市藤浪二丁目27番地

## 3 認可年月日

平成25年9月25日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第915号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

鶴岡市平沢から関川及び鶴岡市長沼地域

## 2 公共測量を実施する期間

平成25年10月1日から平成26年1月30日まで

## 3 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第916号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成25年3月6日 指令庄総建第61号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

飽海郡遊佐町増穂字大坪21番1、21番2、21番3、21番4、26番1、27番、29番2、31番、32番、33番2、34

番1、34番4、34番5、44番、45番、46番、60番1、69番、73番、27番先水路

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地  
遊佐町長 時田 博機

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人大けやきフォーラム
- (2) 代表者の氏名  
宍戸 恵子
- (3) 主たる事務所の所在地  
東根市大林一丁目1番6号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民一人一人が、健やかで生きがいのある充実した社会生活が送れるよう支援しながら、社会参加の輪を広げ、活力と潤いのあるまちづくりに関する事業等を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人えき・まちネットこまつ
- (2) 代表者の氏名  
江本 一男
- (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡川西町大字上小松1644番地
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、川西町を中心とした置賜地域の住民に対して、公共交通の再生や市街地の活性化を図りながら、まちづくりや環境の保全、産業や観光の振興、子どもの健全育成や国際協力の推進、社会福祉や社会教育の推進等の事業を多様な団体との協働によって広域的に行い、中心市街地の再生や持続可能な社会の構築をめざしながら、地域活動や経済活動の活性化並びに地域住民の生活や文化向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人一步
  - (2) 代表者の氏名  
渡部 新一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市青柳町42番32号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす発達障害者等、並びにその家族及びその関係者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく福祉サービス事業等を行い、発達障害者等の社会的自立と成長、そして地域の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成25年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成25年11月11日（月）午前9時から午後5時まで  
平成25年11月12日（火）午前9時から午後4時20分まで
  - (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県職員会館（あこや会館）会議室
- 2 受講手続  
受講申込書を平成25年10月31日（木）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部都市計画課県土づくり担当に提出すること。  
なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。
- 3 その他  
詳細については、県土整備部都市計画課県土づくり担当電話023(630)2430に問い合わせること。

平成25年10月8日印刷  
平成25年10月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056